

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は4万3,000円、17年12月27日は8万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた申立期間①及び②において、それぞれ9万円くらいの賞与を受け取ったはずだ。年金記録に含まれていないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（写し）により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は4万3,000円、17年12月27日は8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和41年8月15日、資格喪失日は43年12月8日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月から43年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月15日から43年12月8日まで
私は、B駅前にあったCで勤務していた。記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Cを運営していたとするA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と生年月日が2年異なるものの氏名の同じ者が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年8月15日と同日に被保険者資格を取得し、43年12月8日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社の現在の代表取締役は、申立期間当時、同社がCの経営に関与していたと証言しており、さらに、同社の複数の同僚は申立人が同社で勤務していたと証言していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和41年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年12月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和41年8月から43年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成20年11月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 4 日から 21 年 2 月 1 日まで

私は、平成 20 年 11 月 4 日付けでA社に正社員として入社した。出勤簿兼賃金計算簿によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。申立期間の健康保険料については、返金されたが、厚生年金保険料については返金されていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された出勤簿兼賃金計算簿及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書から、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間は、試用期間であり、申立期間の厚生年金保険料を控除したが、申立人に対して返金した。」と主張しているところ、当該保険料を申立人に返金した事実を明らかにできる領収書等の資料を保有しておらず、また、申立人は、「当該事業主から厚生年金保険料の返金は受けていない。」としていることから、厚生年金保険料の返金について、明らかとすることができない。

これらの事実を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有する出勤簿兼賃金計算簿に記載されている保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し厚生年金保険の資格取得日を平成 21 年 2 月 1 日として提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで
日本年金機構から連絡があり確認したところ、申立期間は転勤に伴い空白期間が生じたものであることが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、複数の同僚は、「保管している給与明細書は無いが、保険料は通常どおり控除されていた。また、会社転籍に伴う休業期間もなかった。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本の会社成立日により、同社は

同年 10 月 21 日に設立されたことが確認できるとともに、複数の同僚の供述によると 5 人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において A 社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所における適用手続が行われていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで
日本年金機構から連絡があり確認したところ、申立期間は転勤に伴い空白期間が生じたものであることが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、複数の同僚は、「保管している給与明細書は無いが、保険料は通常どおり控除されていた。また、会社転籍に伴う休業期間もなかった。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本の会社成立日により、同社は同年10月21日に設立されたことが確認できるとともに、複数の同僚の供述

によると5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所における適用手続が行われていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 56 年 10 月まで

私が昭和 51 年に 20 歳に到達したのを契機に、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、家族全員分と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について未加入とされているのは納付できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年に申立人の父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は 61 年 4 月 30 日となっており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立期間後の住所地である A 町及び B 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日に初めて国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者として取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても同日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから申立期間は、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 46 年 12 月 31 日まで

夫は、生前にA社（現在は、B社）の年金記録が見付からないことに疑問を持っていたので、私が代わりに申立てをする。

夫が大学を卒業して最初に勤務したのがA社であり、入社時の勤務地がCにあった同社D支店、その後同社E支店、同社F支店、再び同社E支店と勤務した後に退職したようだ。

申立期間は私と知り合う前の期間であり、勤務期間や仕事の内容等具体的なことは分からないが、調査をしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社の所在地及び支店名が具体的である上、それらが同僚の証言とおおむね一致することから、期間や雇用形態は特定できないものの、申立人は申立期間の一部の期間に同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、B社が保管している従業員台帳において、申立人の記録を確認することができない上、同社の担当者は、「申立期間当時、正社員以外に臨時職員制度があったが、給料は歩合制で基本的には入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いではなかった。従業員台帳に氏名が無い場合は、臨時職員であった可能性が高い。」と述べている。

また、申立人が入社したとする昭和 36 年及び 37 年にA社に入社した複数の同僚並びに申立人が勤務したとする支店の上司等に調査を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の同社における勤務及び保険料控除に

ついて証言を得ることはできない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録も確認することができない。

加えて、A社D支店、同社E支店及び同社F支店に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間の健康保険証の番号に欠番等不自然な点も見られない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年11月1日から42年2月1日までの期間については、同社とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっており、また申立期間を通じて国民年金保険料を納付していることも確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。